



令和7年度

さっぽろ食の安全・安心推進協定の取組結果について

「さっぽろ食の安全・安心推進協定事業」では、食品衛生に係る事項の他、各業者・団体が積極的に取り組んでいる事項などを「マイルール」として掲げてもらい、その取組状況について札幌市あてに毎年度報告していただいています。

このたび、令和7年度の各事業者・団体の取組結果をとりまとめましたのでお知らせします。

取組結果の概要

取組期間: 令和7年4月1日～令和8年3月31日

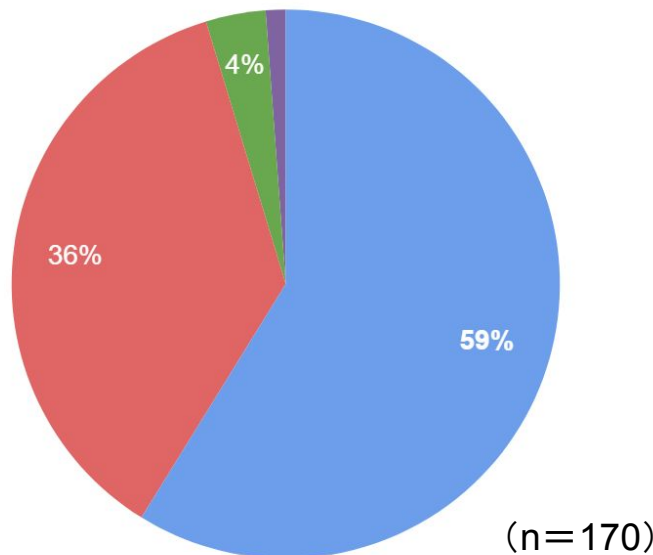
報告対象: 令和8年3月末までに「さっぽろ食の安全・安心推進協定」を締結した事業者及び団体
(393事業者・24団体)

マイルールの例(抜粋)

- ・事例①(マイルール) 整理、整頓、清潔、清掃、躰の5Sを徹底的に行い、施設の衛生管理、および社員の意識向上を実施しています。
- ・事例②(マイルール) 製品製造において、地元の水や一部原材料の道産品の使用した地産地消を継続
- ・事例③(マイルール) 朝礼時の健康状態と身だしなみのチェック、トイレ使用時に作業着と靴を交換、毎月の検便実施により、食品への細菌汚染を防ぎます。

令和7年度のマイルールの達成度の集計結果

ご回答いただいた事業者のうち、95パーセントの方がマイルールを達成できていました。



- 1.十分に達成できた
- 2.達成できた
- 3.あまり達成できなかった
- 4.全く達成できなかった

マイルール等のPR方法について

多くの事業者・団体が店頭又は事業所内で協定書を掲示してPRしていました。

事業者ごとの詳しい取組結果は札幌市ホームページに掲載しています。

